

太宰府市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指して～

平成 31 年 3 月

太宰府市

はじめに

我が国、そして太宰府市におきましても自殺の問題は大変大きな社会問題であると捉えております。

全国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で

3万人を超え、平成18年には「自殺対策基本法」が制定されました。それを機に、自殺は「個人の問題」

から「社会の問題」であるとの認識の元、様々な対策が講じられました。その後自殺者数は減少傾向にはありますが、依然として2万人を超える方々の尊い命が失われております。



このような状況の中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、すべての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられました。近年、本市の自殺死亡率も減少傾向にはありますが、少しでも多くの命を救いたいとの思いの元、「いのち」をより一層大切にする郷土の実現を図らなければなりません。このことから、本市において「自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指して～」を策定いたしました。

この計画では、本市のこれまでの取り組みを発展させる形で、自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定めております。自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会の問題です。様々な「人」と対策をつなぐことにより、市民おひとりおひとりが主体的に自殺対策に取り組み、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない地域」の実現を目指してまいります。

結びに、計画策定にあたり、ご尽力いただいた太宰府市健康づくり推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見とご提言をいただいた関係者並びに市民の皆様、心より感謝を申し上げ、巻頭の言葉と致します。

平成31年3月 太宰府市長 楠田 大蔵

目 次

第1章 計画策定の主旨

- 1 計画策定の主旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 3
- 4 計画の数値目標 3

第2章 太宰府市における自殺の現状 4

第3章 自殺対策の基本方針 15

第4章 太宰府市の自殺対策における取組

- 1 施策体系 18
- 2 基本施策
 - (1) ネットワークの強化 20
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成 22
 - (3) 市民への啓発と周知 24
 - (4) 生きることの促進要因への支援 26
 - (5) 児童・生徒のSOSを出せる力を育てる教育 35
- 3 重点施策
 - (1) 「子ども・若者」の自殺対策の推進 37
 - (2) 「生活困窮者」の自殺対策の推進 41
 - (3) 「高齢者対策」の自殺対策の推進 44

第5章 自殺対策の推進体制 48

資 料 50

